東海村公告第62号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月23日

東海村長 山田 修

入札公告(電子入札)

- 1 入札対象工事
 - (1)工事番号
 - (2)工事名
 - (3)工事場所
 - (4)工事概要

第07-29-202-K-003号

総合体育館空調·換気設備設置工事

茨城県那珂郡東海村大字船場地内

- ■総合体育館における空調設備の改修及び新設工事
- ◆工事範囲 総合体育館
- ◆構造 総合体育館 鉄骨造 2階建て
- ◆総合体育館 延床面積 3,793.55㎡

【工事内容】

空調機更新:会議室,幼児室,トレーニング室

空調機新設:メインコート,サブコート,柔剣道場,エントランスホール

電気設備工事:空調設置に伴う受変電設備改修,動力設 備改修

建築工事:影響範囲の改修

上記に係る機械設備工事一式

本契約となった日の翌日 から 令和8年12月25日まで (本契約となった日の翌日が十日祝日の場合は、翌月曜日)

- (5)工期
- 2 入札参加形態 単体とする。
- 3 入札参加資格

入札に参加できる者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可を受けた建設業者で、同法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、東海村建設工事等入札参加資格審査規程(平成3年東海村規程第1号)第13条に規定する東海村の令和7・8年度建設工事等入札参加有資格者名簿に登載されている者のうち、次の各号に該当するものとする。

なお,以下のいずれの数値も令和7・8年度建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された数値とする。

- (1)以下のいずれかを満たすこと
 - ア 東海村内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。
 - イ 東海村内に建設業法に基づく従たる営業所があること。
 - ウ 水戸市, ひたちなか市, 日立市, 常陸太田市, 常陸大宮市若しくは那珂市に建 設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。
- (2) 管工事の総合評点について、以下を満たすこと。
 - ア (1) アに該当するもの 700点以上
 - イ (1) イに該当するもの 850点以上
 - ウ (1) ウに該当するもの 900点以上
- (3) 建設業法第3条に規定する一般建設業の許可又は同法第15条に規定する特定建設 業の許可を受けていること。

- (4) 平成27年度以降に本工事と同種の工事(公共施設の機械設備の新設・増設・改修)を元請け(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)として完成し、引渡しが完了した実績があること。なお、同種の工事に関する内容の質問は、東海村役場都市政策課へすること。
- (5) 本工事について、管工事に係る、建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び 同法第26条に規定する監理技術者を専任で配置し(ただし、監理技術者補佐(同法 第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。 以下同じ。)を専任で配置する場合は、監理技術者は本工事を含め2つまで工事現場 を兼務することができる。なお、監理技術者補佐にあっては、一級管工事施工管理技 士の資格を有する等、管工事について、同法第26条に規定する者であること。)、 所定の工期をもって工事を安全に施工できること。監理技術者補佐を専任で配置する 場合であっても、本工事の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の 巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行し、本工事に専任で配置する監理技 術者補佐との間で常に連絡が取れる体制を整え、監理技術者補佐が担う業務等につい て、明らかにする必要がある。
- (6) (5) の監理技術者((5) に記載する監理技術者補佐を専任で配置する場合は,監理技術者補佐含む)は,4の申請日において引き続き3月以上の雇用関係がある者であること。なお,4の申請日において他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者にあっては,本工事の契約日において専任で配置できること。ただし,(5)に記載する監理技術者補佐を本工事の契約日において専任で配置する場合は,監理技術者の工事現場の兼務について(5)のとおりとする。
- (7)契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審している者であること。
- (8) 本工事の公告の日から開札の日までの期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(手続開始の決定後、入札参加資格の認定を受けた者を除く。)また、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく、東海村の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (9) 本工事の公告の日から開札の日までの期間において、建設業法第28条に基づく指示及び営業の停止を受けていない者であること。
- (10) 本工事の公告の日から開札の日までの期間において、東海村又は茨城県から指名停止等の措置を受けていないこと。

4 入札参加資格申請

入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者に対し実施することとし、入札参加希望者は、あらかじめ電子入札システムにより入札参加希望の申請をしなければならない。ただし、ICカードの破損等やむを得ない事由(東海村電子入札運用基準7-1)により、紙入札による参加の申請をする場合は、次により指定する様式の申請書を提出しなければならない。

(1)電子入札システムによる申請

T URL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html

イ 受付期間

公告の日の午前9時から令和7年10月30日午後5時までとする

(但し、東海村の休日を定める条例(平成元年東海村条例第21号)第1条第 1項に規定する休日(以下「閉庁日」という。)を除く)。

(2)紙入札による参加の場合の申請

ア 申請書類

- ・紙入札参加届出書(「東海村電子入札運用基準」様式第5号)
- 事後確認型一般競争入札参加申請書

上記の書類は、東海村役場総務課へ請求するか、東海村公式ホームページからダウンロードすること。

イ 提出先 東海村役場総務部総務課

(FAX : 0 2 9 - 2 8 7 - 0 3 1 7) $(\cancel{X} - \cancel{V} : zaimu@vill. tokai. ibaraki. jp)$

ウ 受付期間

公告の日から令和7年10月30日までの、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

- (3) 受付期間内に申請をしなかった者は、入札に参加することができない。
- 5 仕様書,図面及び現場説明書(以下「設計図書等」という。)の閲覧等 設計図書等は、入札情報サービスによりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。また、申出に基づき次により閲覧又は一時貸出しを行う。 (事前に東海村役場都市政策課へ電話予約すること。)
 - (1) URL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html
 - (2) 閲覧(一時貸出)期間及び場所等
 - ア 期 間 公告の日から令和7年11月18日までの、閉庁日を除く午前9時から正午 及び午後1時から午後4時までとする。
 - イ 場 所 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 (東海村役場 行政棟2階 都市政策課)
 - ウ そ の 他貸出しは1業者1回とし、時間は半日単位とする。
 - (3) 設計図書等に対する質問がある場合には、令和7年11月7日午後5時までに質問内容を記載した書面を、東海村役場都市政策課へFAX (029-287-0658) により送信すること(送信後、東海村役場都市政策課へ確認の電話をすること。)。
 - (4)(3)の質問に対する回答は、令和7年11月11日午後5時までに質問者に対し、FAXにより行う。
- 6 現場説明会 実施しない。

7 入札方法

- (1)入札書は、電子入札システムにより令和7年11月12日の午前9時から令和7年11月18日午 後5時までとすること(但し、閉庁日を除く)。
- (2)紙入札参加届出書を提出し、紙入札での参加を認めた場合の入札書の提出は、次のとおりとする。
 - ア 郵便により「一般書留」,「簡易書留」のいずれかにより東海村役場総務部総務 課に提出すること。
 - イ 入札書の発送は、令和7年11月12日からとし、この日以前に発送した場合は無効とする。なお、令和7年11月18日午後5時必着とする。
 - ウ 入札書及び入札用封筒は、指定の様式のものを使用すること。 (入札書は、東海村役場総務部総務課へ請求するか、東海村公式ホームページからダウンロードすること。)
- (3)入札者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号)、東海村財務規則(平成2年東海村規則第4号)、その他関係法令に おける入札に関する規定を遵守しなければならない。
- (4)入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律 第54号)等に抵触する行為をしないこと。
- (5)落札候補者決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) この入札は、東海村建設工事低入札価格調査実施等要綱(平成24年東海村訓令第16号)に基づき調査基準価格及び失格基準価格を設定しており、次のとおり取扱うものとする。
 - ア 調査基準価格を下回る入札をした者は、当該入札額が予定価格の制限の範囲内に おける最低の価格による入札であっても、必ずしも落札者になるとは限らない。

- イ 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札決定の手続きを保留するとともに、その価格によって、契約の内容に適合した履行がなされるか否かを判断するための調査を実施し、後日落札者を決定したときは、速やかに当該入札の結果を各入札参加者に通知する。
- ウ 調査基準価格を下回る入札をした者は、調査事項に関する事情聴取等に応じるものとし、これに応じない場合は無効とする。
- エ 失格基準価格を下回る入札をした者は、失格とする。
- (7) 最低制限価格は、設定しない。
- (8)提出した入札書の引換え又は変更は認めない。
- (9)入札執行回数は、1回とする。

8 工事内訳書の提出

- (1)入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事内訳書を提出すること。
- (2) 工事内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、設計内訳書を明示したものであること。
- (3)4(1)電子入札システムによる場合、工事内訳書の提出期間は、入札書の提出期間と同じとし、電子ファイルで提出すること。なお、東海村役場総務部総務課へあらかじめ申し出た場合は、郵便(「一般書留」、「簡易書留」のいずれかとし、東海村役場総務部総務課へ提出する。)により提出できるものとし、令和7年11月18日午後5時必着とする。
- (4)4(2)紙入札による参加を認められた場合、入札書に工事内訳書を同封すること。
- (5) 工事内訳書は、返却しない。
- 9 予定価格

金 191,600,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない金額)

- 10 開札の日時及び場所等
 - (1)日時令和7年11月19日午前9時30分(2)場所茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

東海村役場 行政棟3階 総務課

- (3)立 会 人 入札執行者以外の入札に関係のない村職員。
- (4) 落札候補者には、電話により連絡する。

11 落札候補者の決定方法

- (1)落札候補者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格の申込者とする。ただし、この落札候補者に入札参加資格がないと認定したときは、この者の行った入札を無効とし、この者に次いで予定価格の範囲内で低い価格を提示した者について落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、システムのくじにより落札候補者及びその次の順位者を決定する。

12 入札参加資格確認書類の申請

落札候補者は、開札終了後、次により一般競争入札参加資格事後確認申請書等を提出しなければならない。

- (1)申請する書類
 - ア 一般競争入札参加資格事後確認申請書(「東海村一般競争入札実施要綱」様式第5号)
 - イ 主任技術者(監理技術者・監理技術者補佐)の配置届(「東海村一般競争入札実施 要綱」様式第2号)
 - ・コリンズ等の写しを添付すること。
 - ウ 配置予定技術者の「技術検定合格者証」及び「監理技術者資格者証」, 「監理技 術者講習修了証」(監理技術者の場合)の写し

- エ 配置予定技術者が引き続き3月以上の雇用関係にあることを証明する書類(健康保険被保険者証(被保険者等記号・番号等にマスキングを施すこと),監理技術者資格者証,市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書,健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書,所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))
- オ 同種工事の施工実績調書 (「東海村一般競争入札実施要綱」様式第3号)
 - ・コリンズ等の写しを添付すること。
- カ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

上記の様式により指定する書類は、東海村役場総務部総務課に請求するか、東海村公式ホームページからダウンロードすること。

(2)申請書等の提出方法

申請書及び関係書類の提出は、持参、メール、FAXとする(メール、FAXによる 提出の場合、送信後、東海村役場総務部総務課へ確認の電話をすること)。提出部数 は、各1部とする。

(3)申請受付期間及び提出先

ア 期 間 令和7年11月19日 午後5時まで ただし、次順位者であった者の提出期限は別に指定する。

イ 提出先 東海村役場総務部総務課

(FAX: 029-287-0317)

(メール: zaimu@vill.tokai.ibaraki.jp)

- (4)入札参加資格の確認は、(3)の申請日現在で行う。入札参加資格がないと認められる者には、その旨通知する。
- (5)申請受付期間内に申請書及び関係書類を提出しなかった者は、この者の行った入札を無効とする。
- 13 落札者の決定方法
 - (1)入札参加資格確認書類により、落札候補者について入札参加資格の確認を行う。
 - (2)入札参加資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格があると認められたときは、落札者とする。
 - (3)入札参加資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認められたときは、次順位者を落札候補者とし、この者の12(1)の申請により入札参加の確認を行う。
- 14 入札保証金

全部について納付を免除する。

15 契約保証金

落札者は、契約に際して契約金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げるいずれかの 保証等を付すること。

- (1)契約保証金の納付
- (2)契約保証金に代わる担保としての国債の提供
- (3)銀行等又は保証事業会社の保証
- (4)公共工事履行保証証券による保証
- (5)履行保証保険契約の締結
- 16 請負契約書の作成

要する。

17 支払条件

- (1)前 払 金請求できる。(契約金額の40パーセント以内の額とする。) なお、本工事の前払金は、契約を締結した会計年度に翌会計年度分を含めて支払うことができる。
- (2)中間前払金契約約款による。

(3)部 分 払契約約款による。

18 入札の無効等

- (1)次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
 - ア 入札について不正の行為があった場合
 - イ 予定価格の制限範囲を超える金額の入札をした場合
 - ウ 工事内訳書を提出しなかった場合,入札書と工事内訳書の金額が一致しない場合,本工事以外の工事内訳書が提出された場合,又は工事内訳書を2通以上提出した場合
 - エ 郵便による入札書,内訳書の提出が「一般書留」又は「簡易書留」以外の場合
 - オ 同一の案件において、電子入札システムによる入札と紙入札を重複して行った場合
 - カ 入札金額,入札者の氏名及び押印,その他必要事項の記載等がない,又は不明瞭 で確認し難い入札書をした場合
 - キ 紙入札において、封筒表の工事件名(「工事番号」及び「工事名」)と同封された入札書の工事件名が異なる場合
 - ク 紙入札において、同一入札者が入札書を2通以上提出した場合
 - ケ 紙入札での参加が認められていないにもかかわらず、紙入札を行った場合
 - コ 同一代理者が他の入札者の代理を兼ね、又は同一入札者が他の入札者の代理を兼 ねてした入札
- (2)この公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とし、虚偽の申請を行った者のした入札及びにこの公告において示した要件などの入札に関する条件に違反した入札は失格とする。
- (3)一般競争入札参加資格申請後或いは一般競争入札参加資格を認められた後,開札時点において公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた場合,その者のした入札は無効とする。
- (4)次のいずれかに該当する場合の入札は、失格とする。
 - ア 指定した入札期日又は時間に入札の場所に到達しないとき。
 - イ 入札者の代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
 - ウ 指定した日時までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。 ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。
 - エ 正当な理由がなく,指定された日時,期間及び場所に入札書を提出しないとき。
 - オ 入札の公告に示した入札参加条件に反するとき。
 - カ 失格基準価格を設けた場合において、当該失格基準価格を下回る入札を行ったと き。
 - キ 最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格を下回る入札を行ったと き。
 - ク 正当な価格を害し、又は不正な利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
 - ケ独禁法に抵触する行為その他不正の行為を行ったおそれがあるとき。
 - コ 正当な入札の執行を妨げる行為をしたとき。

19 村議会の議決に付すべき契約

本公告に係る工事請負契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により村議会の 議決案件であるので、落札者と決定された者と仮契約を締結し、村議会において可決され たときに本契約が締結されたものとする。

20 その他

(1)落札者は、12(1)イの書類に記載した配置予定の技術者を、この公告の工事の現場 に配置すること。

- (2)この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (3)入札をした者は、開札後この公告、設計図書等について不明等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 村は、天災地変又は適切な入札の執行を妨げるおそれがあるとき、その他止むを得ない理由を生じたときは、開札を中止し又は延期することができる。
- (5) その他詳細不明の点については、次に照会のこと。

ア 公告の内容について

₹319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

東海村役場総務課 電 話 029-282-1711(代) 内線(1388)

イ 工事の内容について

東海村役場都市政策課 電 話 029-282-1711(代) 内線(1242)